

(3) 土地に関する調

(単位: 件、㎡、千円)

区分	価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの ①				法第73条の14第7項から第11項まで及び第15項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当し、全額控除されたもの ②				法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①、②に該当する以外のもの ③			
	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	面積	価格	特例適用前の価格
住宅用宅地	-	-	1,711	1,711	-	-	-	-	9,566	1,862,007	31,744,639	63,474,908
上記以外の宅地	802	87,166	32,913	64,781	4	834	11,794	23,588	14,387	14,076,799	100,045,479	198,519,264
農地	1,334	908,121	56,701	56,701	6	12,367	1,104	1,104	1,917	7,078,599	701,766	701,766
山林	1,071	2,219,906	34,266	34,266	1	78	285	285	502	17,757,269	1,007,624	1,007,624
その他	400	494,445	8,934	8,934	2	758	8,994	8,994	161	4,271,280	339,832	339,832
計	3,607	3,709,638	134,525	166,393	13	14,037	22,177	33,971	26,533	45,045,954	133,839,340	264,043,394

区分	法第73条の14第7項から第11項まで及び第15項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当したもので②以外のもの ④		課税標準の特例を適用した後の額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの ⑤			課税標準額 ③-④-⑤ ⑥	減免等される前の税額 ⑦
	件数	控除額	件数	面積	価格		
住宅用宅地	4	15,008	-	-	-	31,729,631	951,758
上記以外の宅地	9	480,722	-	-	-	99,564,757	2,986,304
農地	814	102,813	282	292,531	16,096	582,857	17,430
山林	-	-	-	-	-	1,007,624	30,209
その他	-	-	-	-	-	339,832	10,191
計	827	598,543	282	292,531	16,096	133,224,701	3,995,892

区分	法第73条の24の規定により全額減額されるもの ⑧		法第73条の24の規定に該当したもので⑧以外のもの ⑨		⑦のうち、法第73条の25の規定の適用により徴収猶予をしているもの ⑩		⑦のうち、法附則第62条第2項の規定の適用により徴収猶予をしているもの ⑪		法第73条の27の2から法第73条の27の7まで並びに法附則第11条の4、第12条の規定により減額、納税義務の免除をしたもの ⑫		法第73条の31、他法の規定により減免等をしたもの ⑬		調定額 ⑦-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫-⑬
	件数	減額した額	件数	減額した額	件数	徴収猶予額	件数	徴収猶予額	件数	減額、納税義務の免除をした額	件数	減免等した額	
住宅用宅地	6,827	588,975	2,739	279,787	21	13,330	-	-	-	-	9	30	82,966
上記以外の宅地	-	-	-	-	-	-	-	-	54	5,282	6	1,828	2,979,194
農地	-	-	-	-	-	-	-	-	144	2,091	-	-	15,339
山林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	23	30,186
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,191
計	6,827	588,975	2,739	279,787	21	13,330	-	-	198	7,373	16	1,881	3,117,876

- (注) 1 この調は、当年度における土地の取得に対して課したのものについて作成した。
 2 地目の区分は、取得時の現況による。ただし、農地等を宅地に転用するものについて、宅地として評価して課税したものについては「住宅用宅地」、「上記以外の宅地」の欄に計上した。